

管理運営規定

6 多摩高第2号

令和6年4月1日

校長 決定

東京都立多摩高等学校管理運営規程

- 第1 目的
この規定は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立多摩高等学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。
- 第2 事案決定
本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。
- 第3 校長
校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 第4 副校長
1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。
- 第5 主幹教諭
1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。
- 第6 指導教諭
指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 第7 主任教諭
主任教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、以下の役割を担う。
1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割
- 第8 経営企画室長
経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を総括処理する。
- 第9 校務分掌組織
校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。（ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。）
1 部
教務部、生活指導部、進路指導部及び保健総務部を置く。
2 学年
第一学年、第二学年及び第三学年を置く。
3 主任
部、学年にそれぞれ主任を置く。
4 教科
国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報の各科を置く。
5 教科主任
国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報の各科に教科主任を置く。
6 教科会
各教科に教科会を設置する。
7 企画調整会議
8 職員会議

- 9 委員会
学校設置委員会と校内委員会を置く。学校設置委員会は、教育課程検討委員会、教科書選定委員会、入学者選抜委員会、防災教育推進委員会（防災委員会）、学校保健委員会（アレルギー対応も含む）、自立支援教育委員会、ホームページ管理運営委員会、労働安全衛生委員会、学校開放事業運営委員会、いじめ防止対策推進委員会、ICT委員会、業者指名選定委員会、学校サポートチームとする。また、校内委員会は、学力向上委員会、インターンシップ委員会、将来構想委員会とする。
- 10 学校運営連絡協議会
本校の教育活動が保護者・住民に理解され、また、学校運営に保護者や地域住民の意見が反映され、本校が地域に根ざして発展していくための学校支援組織とする。
- 11 防災教育推進委員会
危険を予測し、回避する能力を生徒に育てる安全教育について、保護者や地域住民の意見が反映され、本校が地域と連携して防災教育を進めていくための学校支援組織とする。
- 12 部活動の指導
教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。
- 13 情報セキュリティ及び個人情報保護
情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、保健総務部の所掌とする。
- 14 その他

第10 経営企画室組織
経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第11 企画調整会議

- 1 目的
企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。
- 2 構成員
校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任（教務、生活指導、進路指導及び保健総務）及び各学年主任及び経営企画室係長とする。なお、校長は必要に応じ学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。
- 3 開催
定例会は、原則として毎週1回開催する。
- 4 招集
校長が招集し、その運営を管理する。
- 5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第12 職員会議

- 1 目的
職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。
- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
(2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員の意見を聞くこと。
(3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。
- 2 構成員
常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。
- 3 学校運営連絡協議会協議委員の参加
校長が必要と認めたときは、職員会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。
- 4 開催
定例会は、原則として月1回開催する。
- 5 招集
校長が招集し、その運営を管理する。
- 6 司会
校長が選任する。
- 7 記録
校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、その確認を受けなければならない。

8 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し、副校長に提出する。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第13 教科会

1 目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

2 所掌事項

- (1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
- (2) 「年間授業計画」に関すること。
- (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
- (4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
- (5) 定期考査及び学習評価に関すること。
- (6) 教科書選定に関すること。
- (7) 教務部との連絡・調整に関すること。
- (8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要を認めること。
- (9) 教科指導力の向上に必要なO J Tに関すること。

3 構成員

同一教科の全ての常勤の教員及び非常勤教員、実習助手とする。

4 開催

定例的な教科会を、月1回開催する。

年間指導計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時（年1回）、定期考査前（年6回）、成績評定前（年4回）O J T関係実施時期（年2回）に開催し、各学期開始前までに開催日を決定する。その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

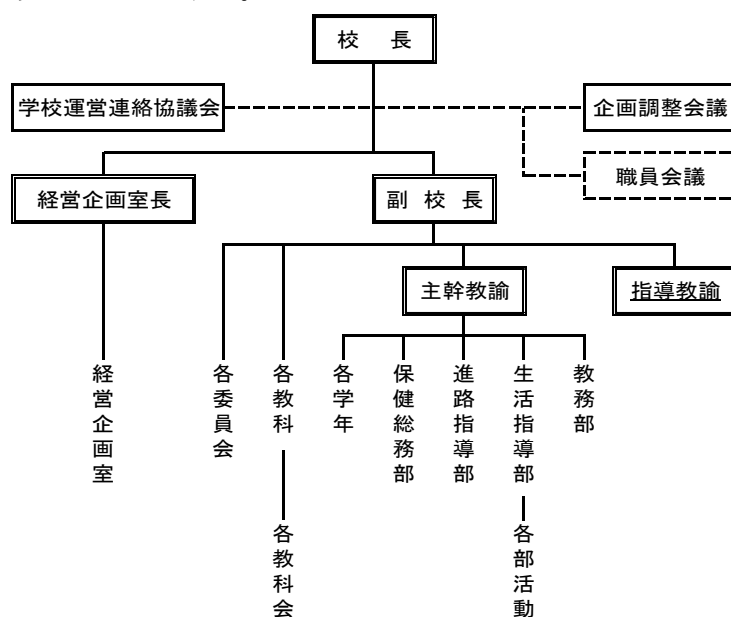
5 招集

教科会は、教科主任が招集する。教科主任を置かない教科については、教科代表が教科会を招集する。

教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。教科主任を置かない教科については、教科代表が、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第14 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第15 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第16 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適性かつ効率的な運営を図る。

第17 校内規程

校長は、この規程に基づき、その他の校内規程を定める。

第18 情報開示

この規程及びその他の校内規程については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則

この規程は、平成11年1月1日から施行する。	(平成10年12月10日 10多摩高第1085号)
この規程は、平成13年4月1日から施行する。	(平成13年4月1日 13多摩高第52号)
この規程は、平成14年4月1日から施行する。	(平成14年4月1日 13多摩高第945号)
この規程は、平成15年4月1日から施行する。	(平成15年4月1日 14多摩高第906号)
この規程は、平成16年4月1日から施行する。	(平成16年4月1日 16多摩高第60号)
この規程は、平成17年4月1日から施行する。	(平成17年4月1日 17多摩高第45号)
この規程は、平成18年4月1日から施行する。	(平成18年4月1日 18多摩高第33号)
この規程は、平成19年4月1日から施行する。	(平成19年4月1日 19多摩高第26号)
この規程は、平成20年4月1日から施行する。	(平成20年4月1日 20多摩高第26号)
この規程は、平成21年4月1日から施行する。	(平成21年4月1日 21多摩高第32号)
この規程は、平成22年4月1日から施行する。	(平成22年4月1日 22多摩高第50号)
この規程は、平成22年12月1日から施行する。	(平成22年11月30日 22多摩高第1067号)
この規程は、平成23年4月1日から施行する。	(平成23年3月29日 22多摩高第1614号)
この規程は、平成23年4月1日から施行する。	(平成23年4月1日 23多摩高第3号)
この規程は、平成24年4月1日から施行する。	(平成24年3月26日 23多摩高第1647号)
この規程は、平成25年4月1日から施行する。	(平成25年3月29日 24多摩高第1827号)
この規程は、平成26年2月1日から施行する。	(平成26年1月27日 25多摩高第1405号)
この規程は、平成26年4月1日から施行する。	(平成26年3月17日 25多摩高第1676号)
この規程は、平成27年4月1日から施行する。	(平成27年4月1日 27多摩高第116号)
この規程は、平成28年4月1日から施行する。	(平成28年4月1日 28多摩高第70号)
この規程は、平成29年4月1日から施行する。	(平成29年4月1日 29多摩高第10号)
この規程は、平成30年4月1日から施行する。	(平成30年4月1日 30多摩高第10号)
この規程は、平成31年4月1日から施行する。	(平成31年4月1日 31多摩高第11号)
この規程は、令和2年4月1日から施行する。	(令和2年4月1日 2多摩高第171号)
この規程は、令和3年4月1日から施行する。	(令和3年4月1日 3多摩高第11号)
この規程は、令和4年4月1日から施行する。	(令和4年4月1日 4多摩高第152号)
この規程は、令和5年4月1日から施行する。	(令和5年4月1日 5多摩高第44号)
この規程は、令和6年4月1日から施行する。	(令和6年4月1日 6多摩高第2号)